

岡谷市ネーミングライツ・パートナー募集要項

岡谷市では、民間企業等とのパートナーシップによる地域貢献の機会を提供し、新たな財源確保を目的として、市有施設のネーミングライツ・パートナー（以下「パートナー」という。）を募集します。

本要項は、市有施設のパートナーの募集にあたり必要な事項について定めたものです。

1 ネーミングライツの概要

ネーミングライツは、市とパートナーの協定により、市有施設の名称に企業名、商品名等を冠した愛称を付与する代わりに、パートナーからその対価を得て施設の管理運営に役立てるものです。

(1) 対象施設

市有施設のうち、不特定多数の市民等が利用し、ネーミングライツの導入によって、一定の広告効果や利用者の増加など、市有施設の更なる有効活用が期待されるものを対象とします。

※市有施設の設置目的、性格、利用形態等を勘案し、愛称を付与することが適当でないと判断される市有施設は対象外とします。（例：庁舎、学校、保育園等）

(2) 愛称の条件

① ネーミングライツにより付与される愛称は、施設の設置目的や性格にふさわしく、市民の理解が得られるものであって、次の条件に該当しないものとします。

ア 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの

イ 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの

ウ 第三者の商標権・著作権等の侵害となるもの又はそのおそれのあるもの

エ 政治性又は宗教性のあるもの

オ 社会問題その他についての主義又は主張にあたるもの

カ 市政運営に支障を及ぼし又は市の信用又は品位を害すおそれのあるもの

キ 個人名を冠したもの

ク その他愛称として使用することが適当でないと市長が認めるもの

② 混乱を避けるため、協定期間内における愛称の変更はできません。

③ ネーミングライツは愛称であるため、条例等で定める施設名は変更しません。

④ 愛称が定着するまでの期間（おおむね1年程度）は、正式名称を併記する場合があります。

(3) 協定期間

原則3年以上とし、施設の規模や特性に応じて決定します。

(4) ネーミングライツ料

ネーミングライツ料として、希望する金額を提案してください。

※提案金額は、審査の際の評価対象となります。

(5) 費用負担

区 分	市	パートナー
敷地内外の施設看板や道路標識等の表示変更 (※1)		○ (※2)
協定期間終了後の現状回復		○ (※2)
市が発行する印刷物やホームページの表示変更	○	

※1 表示変更は、市や関係機関等と協議の上、変更可能なものについて行います。

※2 ネーミングライツ料とは別にご負担いただきます。

2 応募資格

応募資格は、次の条件に該当しない法人及びその他の団体とします。

- ① 法令等に違反しているもの
- ② 市税等を滞納しているもの
- ③ 市から入札参加資格の指名停止を受けているもの
- ④ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続又は社会更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更生手続中のもの
- ⑤ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）で、風俗営業と規定されるもの
- ⑥ 代表者等（役員及び経営に事実上参加している者）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）に規定する暴力団の構成員等であるもの
- ⑦ その他ネーミングライツを取得することが適当でないとして市長が認めるもの

3 応募方法

(1) 事前相談

希望施設や提案内容などの概要を記載した事前相談書（様式 1）を提出してください。

提出先：企画課 行革・公共施設総合管理担当

(2) 申請書等の提出

事前相談の後、ネーミングライツの対象施設として適当と判断した場合は、以下の書類を提出してください。

- ① ネーミングライツ申込書〔様式 3〕
- ② 地域貢献等に対する実績等〔様式 4〕
- ③ 法人概要及び直近 3 ヶ年の決算報告書
- ④ 登記事項証明書
- ⑤ 岡谷市税の納税証明書（直近 1 年間）
- ⑥ その他、必要と認めるもの

提出先：対象施設の所管課

受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで（土・日・祝日を除く）

(3) 追加提案の有無の確認

申し込み受付日から起算し、15開庁日目を締切日として、提案のあった施設について追加提案を受け付けます。

4 選定方法

提案内容について、岡谷市ネーミングライツ選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、次の審査項目により審査を行い、優先候補者を決定します。なお、審査の結果、審査項目において著しく低い評価点がある場合は優先候補者を選定しないことがあります。

審査項目	審査のポイント	配点
応募の趣旨	・ネーミングライツ応募の趣旨・目的	10
愛称案	・市民にとっての親しみやすさ、わかりやすさ等 ・施設の設置目的やイメージとの整合	20
ネーミングライツ料	・応募金額の妥当性	30
協定期間	・協定期間の妥当性	10
経営の安定性	・財政状況から見た経営の安定性 ・ネーミングライツ料の支払い能力	10
地域貢献等	・地域貢献や文化・スポーツ振興等に対する理念 ・活動実績及び今後の計画	20
計		100

5 パートナーの決定及び公表

市と優先候補者において、細部にかかる協議を経て、合意に至った時点で協定を締結し、パートナーの名称、施設の愛称、ネーミングライツ料等について公表します。

6 協定の解除

パートナーが市の指定する期日までにネーミングライツ料を納入しないとき又はパートナーの信用失墜行為等が生じたときは、協定満了を待たずに協定を解除する場合があります。

この場合に必要となる看板撤去、標識等の現状回復等の費用についても、パートナー側の負担とします。

7 留意事項

- (1) 応募にかかる費用は、全額応募者の負担とします。
- (2) 必要に応じて追加書類の提出を依頼する場合があります。
- (3) 提出された書類は返却しません。
- (4) 対象施設が指定管理者制度を既に導入している場合は、あらかじめ当該指定管理者と協議を行い、疑義が生じないようにします。

【問い合わせ先】

岡谷市役所企画政策部企画課

行革・公共施設総合管理担当

電 話 : 0266-23-4811 (内線 1525)

F A X : 0266-24-0689

E-mail : kikaku@city.okaya.lg.jp